

## 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月  
 【主管課・室】 自然環境局自然環境計画課  
 自然環境局国立公園課  
 【評価責任者】 自然環境計画課長 黒田大三郎  
 国立公園課長 笹岡達男

### 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - ( 2 ) 自然環境の保全
施策の概要	<p>自然環境を保全することが特に必要な地域、人間活動の規模の拡大や広がりに伴い減少しつつある自然林や二次林、藻場・干潟等について、その特性に応じた自然環境の適正な保全を総合的に推進する。</p> <p>国立公園においては、我が国の生物多様性を保全する地域の骨格として、また、我が国を代表する傑出した自然の大風景地として、国立公園の適正な保全管理の徹底を図り、自然環境の保全と自然とのふれあいを推進する。</p>
予算額	1,309,066千円

### 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	<p>原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。</p>
達成状況	<p>自然環境保全法や自然公園法等に基づく施策の立案・実施等を通じて、原生的な自然及び優れた自然の保全を図った。</p> <p>里地里山などの二次的自然については、全国的な分析を実施するとともに、手法・体制に係るケーススタディを行った。</p> <p>都市地域等の身近な自然を確保するビオトープ整備事業に対し、補助を行うことによりその保全を図った。</p> <p>干潟・藻場等の湿地については、保全の強化に資する基礎的情報の収集・整備を行った。</p>

下位目標1	<p>国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。</p>
達成状況	<p>国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域については、許可届出事務や保全施設の整備を通じ、適正な保全管理を行った。</p>

下位目標 2	世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。
達成状況	<p>世界自然遺産地域について、遺産地域登録が地域に与えた経済的メリットと遺産地域の自然環境の保全に必要なとなるコストとの比較等に係る検討を行った（白神山地）。</p> <p>自然遺産地域の適正な利用と保全を図るため、年間を通じて巡視を行った。環境省と林野庁が共同で設置した学識経験者からなる検討会において、学術的見地から検討を行い、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域を世界自然遺産の新たな候補地として選定した。</p> <p>推薦条件が整った「知床」について、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出した。</p>

下位目標 3	国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。				
指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H19年度
国立公園計画の点検実施地域数（地域）	14(1)	21(7)	25(4)		57
達成状況	<p>今後5年間（H15～19）で57地域全ての点検を終了することとしているが、平成15年度に点検が終了した地域は4地域である。</p> <p>平成11年度以降の5年間で20地域が終了している。</p>				

下位目標 4	里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間（ビオトープ）の確保とそのネットワーク化を推進する。
達成状況	<p>新・生物多様性国家戦略で示された里地里山の二次林のタイプ毎の分析や取扱方針の考え方を踏まえ、全国の里地里山のマクロ分析・地域区分等を行うとともに、全国の里地里山の先進的活動事例についての情報収集等を行った。</p> <p>里地里山保全管理の実践的手法や体制等のあり方に関するケーススタディを実施した。</p> <p>身近な地域の自然環境を踏まえ、多様な生物の生息空間を確保することにより生物多様性のネットワーク化に資する事業を地方公共団体が行う場合に、その費用の一部について補助を行った。平成9～15年度で、計82地区、約15億円の補助を行った。</p>

下位目標 5	湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。
	湿地については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等における適

達成状況	<p>正な管理等を通じて、その保全策を推進した。</p> <p>浅海域生態系の保全に関する基礎的資料を収集するため、主要な干潟・藻場について、生物生息状況の調査を実施した。</p>
------	--

## 評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>自然環境保全地域や自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格をなす保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。</p> <p>特に国立公園は、環境基本計画、生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全、自然とのふれあいの推進の観点から、指定をはじめ、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。</p> <p>世界自然遺産地域については、引き続き適正な保全管理を行っていくとともに、世界自然遺産の候補地として選定された3地域の登録を目指し、世界自然遺産としての推薦条件等の整備に係る検討を進める必要がある。</p> <p>生物多様性保全のためには、全国的な見地や国際的知見からも、重要地域の保全の強化、及びそれらを核とした生態的ネットワークを形成していくことが重要であり、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地(湿原・河川等、干潟・藻場、サンゴ礁)の保全の強化、地域特性に応じたビオトープの整備とそのネットワーク化を図っていくことが必要である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。</p> <p>特に、国立公園における優れた自然環境の保全のため、自然公園法に基づく許認可事務を適正に実施するとともに、国立・国定公園における自然環境の保全と開発の調整のため、各地の国立・国定公園の公園計画を変更(点検)した。</p> <p>国立公園のうち、平成14年度以前の5年間に公園計画の点検が終了した地域は、全地域(57地域)中の21地域であり、全57地域の点検を実施するという目標に対して約4割の達成率となっている。</p> <p>グリーンワーカー事業による登山道の整備、活動困難地における美化清掃等の実施、山小屋へのし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。</p> <p>利用調整地区制度の創設、行為規制の強化などを含む、改正自然公園法の</p>
----	--

円滑な運用に留意しつつ施行を開始した。

生物多様性の保全にとって、生物の生息・生育地において保全する生息域内保全はその根幹であり、国立公園等は自然環境の保全を直接的に目的とする保護地域制度であることから、国立公園の保全管理は我が国における生物多様性保全施策の骨格をなすものである。

自然とのふれあいを求める国民のニーズは益々高まりを見せる中で（「H13年度自然の保護と利用に関する世論調査」「平成15年読売新聞社全国世論調査」など）、自然公園の年間利用者数は延べ9億人（H14年）を超えており、国民のニーズに応える施策として効果は高い。

里地里山等については、全国的レベルの分析を行うことによって保全の必要性に対する認識を高めるなど成果をあげている。また、効果的な補助を通じて、都市地域等の身近な自然としてニーズの高いビオトープ整備が進められた。

干潟・藻場等の湿地については、基礎的情報の収集・整備により、タイプ毎の保全策の立案に有効な基盤の整備を進めた。

世界自然遺産候補地域に関する検討は、環境省と林野庁が共同で実施し、効率よく実現的な結果が得られた。また、候補地の一つである「知床」について、管理計画の策定を地域の関係機関が共同で実施し、管理計画の策定を共同で実施し、平成16年1月に世界自然遺産への推薦を行った。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

自然環境保全地域や自然公園は、我が国における生物多様性保全施策の骨格をなす保護地域制度であり、自然環境保全地域、国立公園及び世界自然遺産地域については、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。

我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力を活かして提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、自然環境の保全を図っていくことが必要である。

国立公園については、公園計画の策定を通じて効果的に実施しているところである。

都市地域等における身近な自然としてのビオトープの整備を求めるニーズは高く、補助の効果は高い。

湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、保全地域以外の湿地も含

	<p>めて湿地保全に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、目標達成に向けた着実な進捗があった。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>自然環境保全地域等において、指定区域の見直しの必要性を含めた調査を実施し、引き続き適正な保全管理を推進していく必要がある。</p> <p>多くの国民が訪れる国立公園において、地球温暖化防止、外来種対策など重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期すとともに、観光立国、景観法、地域再生、雇用促進等の各種施策の動向も踏まえ、自然とのふれあいの場の整備と活用を推進する必要がある。</p> <p>世界自然遺産地域における利用者の安全性及び快適性を確保するとともに、引き続き世界自然遺産地域の適切な保全・管理に万全を期する必要がある。</p> <p>世界自然遺産の候補地として選定された3地域の登録を目指し、世界遺産委員会の諮問機関による現地調査の受け入れ（知床）や世界自然遺産としての推薦条件の整備（小笠原諸島、琉球諸島）を進めていく必要がある。</p> <p>多くの国民が訪れる国立公園において、重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期すとともに、温暖化対策、廃棄物対策等あらゆる面で理想的なモデル地域を作り上げ、国立公園を訪れる国民に環境と経済が統合された理想の国土の姿を提示することにより、国民各界各層に対して自然環境の保全及び持続可能な開発の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>今後5年間で57地域全ての国立公園計画の点検を終了することとしているが、過去5年間の実績は21地域となっているため、より一層効率的かつ計画的に国立公園計画の見直しを実施する必要がある。</p> <p>里地里山の保全と持続可能な利用に関しては、これまでの検討を踏まえ、関係省庁・機関・団体等との連携による保全のための具体的な取組を推進する必要がある。</p> <p>生態系ネットワークの確保のため、個々に整備したピオトープのネットワーク化の一層の推進が必要である。</p>

## 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>自然環境を保全することが特に必要な地域、人間活動の規模の拡大や広がりに伴い減少しつつある自然林や二次林、藻場・干潟等について、その特性に応じた自然環境の適正な保全を総合的に推進するために着実な施策の実施を推進する必要がある。</p> <p>我が国の国立公園は、保護・利用の双方の観点からの施策の実施を通じ、人々と自然との接点の役割を果たしてきたが、自然保護への人々の意識の高まりを受け、国立公園の一層の質の向上を図り、将来にわたる日本の資産として更に充実したものにしていくことが、自然環境行政の大きな課題の一つである。</p> <p>また、観光立国、地域再生、地域雇用の場としても大きな期待が寄せられていることを踏まえ、地域制の国立公園の中にあって、地域との連携・協力を得て、施策の重点化を図り、我が国の国立公園を、世界に誇れる国立公園へとグレードアップを図ることが必要である。</p> <p>このため、自然環境の保全、自然とのふれあいの推進を図り、自然との共生を実現する社会の構築、地球環境問題への国内対応、観光立国を通じた地域再生等を加速させるとの観点から、自然公園における自然生態系の保全を図りつつ、それらの持続可能な利用を推進するために各種の施策を継続する必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - ( 2 ) 自然環境の保全	
施策共通の 主な政策手段等		
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な関連予算事項等
ア 自然環境保全地域等の保護管理 ( 下位目標 1、2 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域等の保護管理を行うための調査等。</li> <li>・世界自然遺産地域について、利用動態等を調査・把握することにより、遺産地域の適正な保全・管理の手法に関する検討。</li> <li>・世界自然遺産の候補地として選定された3地域の登録を目指し、世界自然遺産としての推薦条件の整備に係る検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全法</li> <li>・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)</li> </ul>
イ 国立公園の保全管理 ( 下位目標 3 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域における開発を抑制するとともに、新たな指定地域の設定、自然的及び社会的状況の変化に応じた公園計画の見直しを定期的実施。</li> <li>・自然環境の改変の要因を調査し、適切な保護を図るための施策を立案し、実施及び、適正かつ快適な公園利用を図るための整備、維持管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法</li> <li>・共生のための自然環境維持形成技術実証事業(34百万円)を実施。</li> <li>・国立公園地域連携強化費(49百万円)</li> <li>・国立公園等利用拠点環境保全事業費(54百万円)</li> <li>・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業費(150百万円)</li> <li>・山岳環境浄化・安全対策事業費補助(50百万円)</li> </ul>
ウ 二次的自然環境の維持 ( 下位目標 4 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国レベルで里地里山の分析・地域区分等を行うとともに、里地里山保全管理の実践的手法や体制等のあり方に関するケーススタディの実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略</li> <li>・自然共生型地域整備推進事業費(119百万円)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の自然環境を踏まえ、多様な生物の生息空間を確保することにより生物多様性のネットワーク化に資する事業を地方公共団体が行う場合に対し、その費用の一部について補助。</li> </ul>	
<p>エ 湿地の保全 (下位目標5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿地の保全を強化していくための具体的な保全策の検討に資することを目的として、湿地に関する基礎的情報を収集整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全法</li> <li>・自然環境保全基礎調査費 (304百万円)</li> </ul>